第5151号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2015年)平成27年 1月 26日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 相続税の改正

Q：今年から相続税が増税になったと聞きますが、どのようになったのですか？

A：基礎控除が４割下がり、最高税率が上がりました。

【解説】

相続税の取扱いは、平成25年度の税制改正で改正され、平成27年１月１日以後の相続から、次のようになりました。

①基礎控除

基礎控除（正確には遺産に係る基礎控除額といいます）とは、正味の遺産総額がこの額までであれば相続税はかからないという額ですが、次のように改正されました。

【改正前】5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

【改正後】3,000万円＋600万円×法定相続人数

②相続税率

各相続人の法定相続分相当額	改正前	改正後
１億円超２億円以下の金額	40%	40%
２億円超３億円以下の金額	40%	45%
３億円超６億円以下の金額	50%	50%
６億円超の金額	50%	55%

※１億円以下の金額については、変更ありません。